

# 償還（ご返済）について

**1. 償還方法** 本制度は、償還金を次の新たな貸付原資として、より多くの人々が繰り返し活用することで成り立っています。借受人の自覚をもって計画的に返済してください。

- ①**償還（返済）方法は、口座振替による償還が原則となります。**
- ②口座振替日は、毎月20日です。（休日の場合は翌営業日）
- ③残高不足や口座名義相違などで口座振替ができなかった場合、後日郵送するコンビニ収納可能な庄着はがきタイプの払込取扱票もしくは金融機関で利用可能な払込取扱票でお支払ください。（コンビニ各社・京都銀行・ゆうちょ銀行・京都北部信用金庫での振込は手数料無料です。）
- ④償還金の収納年月日は、京都府社協指定口座の入金日【着金原則】となります。
- ⑤生活保護世帯の生活必需品購入に関する貸付金は、福祉事務所による代理納付が原則となります。

**2. 繰上償還** 儻還金は、計画より早く繰り上げて償還することができます。繰上償還には一定の条件があり、申請書の提出が必要です。希望される場合は市区町村社協でご相談ください。

**3. 儻還についての主なお知らせ** 次のお知らせをお渡しします。

主なお知らせ	送付時期
償還開始のお知らせ	償還開始月の3ヵ月前
残額のお知らせ	年2回（5月、11月）
償還金払込取扱票（口座振替による償還ではない場合）	年2回（5月、11月）
滞納者に対する償還督促	年1回（11月）※該当する場合のみ
最終償還期限到来のお知らせ	最終償還期限の6ヵ月前
償還完了のお知らせ	償還完了月の翌月

**4. 変更があったときの届出** 借受人、連帯借受人、連帯保証人に次の事情が生じたときは、必ず市区町村社協に届出をしてください。

## 厳守事項

- ①住所、連絡先等を変更したとき
- ②改名、改姓をしたとき
- ③死亡または所在不明になったとき
- ④就学にかかる資金を借入後、学校を休学・留年・退学したとき
- ⑤天災、火災その他重大な災害を受けたとき
- ⑥生活保護を受給することになったとき
- ⑦事業をやめたとき
- ⑧その他、借受人及び連帯借受人世帯、または連帯保証人に著しく変化があったとき

**5. 延滞利子** 最終償還期限日までに償還金を支払わなかったときは、その翌日から延滞元金につき年3.0%の率で延滞利子ができます。

**6. 貸付金の一括償還** 次のような場合は、一括償還を求めることがあります。

- ①貸付金を他に流用したとき
- ②虚偽・不正な手段で貸付を受けたとき
- ③故意に貸付金の償還を怠ったとき
- ④その他、お約束ごとを守っていただけないとき

## 償還（ご返済）が困難なとき

失業や減収、病気、災害等のやむを得ない理由で返済が困難になったときは、市区町村社協や民生委員までご相談ください。

所定の手続、審査により償還を一時猶予したり、延滞利子などを免除できる場合があります。